

別表第三（第七条関係）		新	
<p>（縦覧の時間及び場所） 第五条 条例第六条、第十一条、第十九条及び第三十条の三の縦覧の時間は、午前九時から午後四時三十分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 埼玉県環境部温暖化対策課 二 関係地域を管轄する県の環境管理事務所 三 関係市町村の庁舎 四 その他知事が必要と認める場所</p>	<p>（縦覧の時間及び場所） 第五条 条例第六条、第十一条、第十九条及び第三十条の三の縦覧の時間は、午前九時から午後四時三十分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 埼玉県環境防災部環境推進課 二 関係地域を管轄する県の環境管理事務所 三 関係市町村の庁舎 四 その他知事が必要と認める場所</p>	旧	
<p>対象事業の種類 二 自動車専用道路及びその他道路の新設及び改築</p>	<p>行為 □ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項、第十条第一項又は第十八条第一項の規定による許可の申請</p>	<p>対象事業の種類 二 自動車専用道路及びその他道路の新設及び改築</p>	<p>行為 □ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の規定による許可の申請、同法第七條の三第一項の規定による認可の申請又は同法第七條の十二第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請</p>